

平成26年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年3月20日(金) 午後1:30~午後2:30

2. 場所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

6番 坂根 重友

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第6号 平成26年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供について

日程第5 議案第7号 平成25年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 会議の概要

(平成 26 年第 4 回 3 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、8 番 谷地村 久人 君 お願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 4 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言のご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、2 番 小坂 敏 君 並びに 7 番 小澤 守昭 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第 3 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 7 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 3 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>P3 の受付番号 7 号の農地法第 3 条の許可申請は、贈与による所有権無償移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この農地は甥から叔父へ贈与したいという申し入れによるものです。P4 に許可申請書の写し、P5 には申請地の位置図、P6 農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号 7 号は P6 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第5号の受付番号7号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号の受付番号7号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第4 議案第6号 平成26年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第6号 平成26年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃料情報の提供について 平成26年3月17日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の農業委員長、職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。 主な改定箇所は人件費で最低賃金改定により5,300円が5,500円になりました。P8に標準賃金表を、P9には農地賃料情報を添付してあります。この改定表は4月中には全戸配布をする予定です。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に日程第5 議案第7号 平成25年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第5 議案第7号 平成25年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。 「農業委員会の適切な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成25年度点検・評価(案)並びに平成26年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)について農業委員会の決定を求める。 P11の本案については総会承認後、村内の掲示場に告示、更に農業委員会のホームページに1ヵ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について農業委員会としての考え方を整理し、5月の総会で平成25年度農業委員会活動の点検評価並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、これを公表するとともに県を通じて

	<p>東北農政局に報告することになっております。</p> <p>それでは、概要を説明します。初めに12ページは平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっております。こちらの方は法令事務に関する点検で総会の開催日の周知、総会等が公開である旨の周知、総会等の議事録を作成しているかどうか、議事録の内容が詳細なものを作成しているか議事録の閲覧に供しているかどうか、それからP13の2番、事務に関する点検では農地の権利移動の許可等の一年間の処理件数を記載してあります。この他事実関係の確認、総会等での審議、申請者等への審議結果の通知、審議結果等の公表、処理期間を記載してあります。</p> <p>(2番)は農地転用に関する事務で意見を付して知事へ送付する場合の処理件数を記載してあります。その他、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間等について記載してあります。</p> <p>P15には法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価、現状及び課題、平成25年度の目標及び実績、P16は目標に向けた活動、評価案等について記載しています。</p> <p>P17には促進等事務に関する評価、認定農業者等の担い手の育成及び確保について現状、課題25年度の目標と実績を記載しております。(3番)は目標達成に向けた活動、P18には担い手への農地の利用集積、その目標及び実績を記載してあります。P19には違反転用への適正な対応については違反転用実績がありませんでした。</p> <p>P21は26年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。先ほどの実績と並行しておりますが法令事務として遊休農地に関する措置で農地法30条で遊休農地に対する指導等の活動をしなければならないことになっているので農地の利用状況調査の実施計画を定めています。P22の促進等事務ということで認定農業者等担い手の育成及び確保についても25年度目標及び活動計画案を作成してあります。P23は担い手への農地の利用集積でこちらも活動の計画、利用集積の目標面積10aを掲げてあります。ここでは前年度実績と合わせて戸別所得補償制度等活用を推進していくという内容を記載してあります。P24の3番は違反転用への適正な対応で昨年同様に引き続き違反転用に対して指導及び活動していくという内容になっております。以上です。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第7号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。

議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成26年 第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
-----	----------------------------------------------------------------

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者